

「共同ワーキング・チームの運営について」新旧対照表

(案) 改正後	改正前
<p data-bbox="344 296 918 325">共同ワーキング・チームの運営について</p> <p data-bbox="689 368 1104 475">平成 27 年 11 月 9 日 共同ワーキング・チーム決定 <u>令和 8 年〇月〇日一部改正</u></p> <p data-bbox="165 520 331 549">1～2 (略)</p> <p data-bbox="165 595 667 624">3. 共同ワーキング・チームの議事</p> <p data-bbox="203 632 1104 738">(1) 議事は非公開とする。ただし、共同ワーキング・チーム終了後に、構成員の了解を得た上で資料及び議事概要を公表する。</p> <p data-bbox="203 746 1104 890">(2) <u>座長は、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の座長が正当な理由があると認めるときは、共同ワーキング・チームに諮って、資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。</u></p> <p data-bbox="203 898 1104 962">(3) 共同ワーキング・チームは、上記目的を踏まえ、必要な都度開催することとする。</p> <p data-bbox="165 1008 331 1037">4～5 (略)</p>	<p data-bbox="1319 296 1892 325">共同ワーキング・チームの運営について</p> <p data-bbox="1664 368 2078 435">平成 27 年 11 月 9 日 共同ワーキング・チーム決定</p> <p data-bbox="1140 520 1305 549">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1140 595 1641 624">3. 共同ワーキング・チームの議事</p> <p data-bbox="1178 632 2078 738">(1) 議事は非公開とする。ただし、共同ワーキング・チーム終了後に、構成員の了解を得た上で資料及び議事概要を公表する。</p> <p data-bbox="1178 746 2078 810">(2) 共同ワーキング・チームは、上記目的を踏まえ、必要な都度開催することとする。</p> <p data-bbox="1140 1008 1305 1037">4～5 (略)</p>